

結果管理に関する国際基準 2021



※2021 年から作られた新しい国際基準

2021 年 1 月 1 日より、新たに「結果管理に関する国際基準」が発効されます

以下は、アスリート、サポートスタッフ、競技団体、スポーツ関連団体、スポーツに関するすべての方を対象に新しいルールを知ってもらうため、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が公開する「Factsheet on 2021 ISRM(May 2020)」を JADA で翻訳したものです。

1. 一般原則

- 結果管理に関する国際基準（ISRM）は、規律手続及び裁定手続の適時性ととともに、管轄、守秘義務、一般開示に関する一般原則を定める。
- ISRM は、アンチ・ドーピング規則違反（ADRV）の可能性の初期審査中にすべての結果管理機関（RMA）が遵守しなければならない最低限かつ義務的な要件を定め、これには以下が含まれる。
 - 2 段階の通知手続（初期通知、違反追及の通知）
 - 暫定的資格停止の賦課
- 決定プロセス（公平かつ公正な聴聞を行い、また第一審聴聞パネルの運営上の独立性、不服申立機関の独立性、決定事項内容を確保するための最低限の要件）。

2. 世界アンチ・ドーピング規程における結果管理条項

- 結果管理（RM）の実施に対する責任及び一般開示に関する条項は、世界アンチ・ドーピング規程（Code）に残る。

3. 検査及びドーピング調査に関する国際基準の条項が ISRM に承継

- 検査及びドーピング調査に関する国際基準（ISTI）がこれまで取り扱っていた以下を含む特定の分野は、ISRM に移行された。
 - 居場所情報関連義務違反
 - 不遵守
 - アスリート・バイオロジカル・パスポート（ABP）
- ISRM に含まれる義務的に適用される附属文書は、居場所情報関連義務違反の裁定前手続、不遵守及び ABP を規定する。

4. B 検体の開封と分析の日にち設定

- 競技者が B 検体の分析を要請し、RMA が提示した予定日に応じることができない場合、RMA は競技者が応じることができない理由を考慮した 2 つの代替日を提案する。
- 競技者がいずれの代替日にも応じることができない旨を主張する場合、RMA は分析機関に対して、競技者の対応可否に関わらず手続を進めることを指示する。

5. 第一審での聴聞

- 聴聞パネル委員の任期は最短で 2 年間に設定された。
- 任命されたパネル委員が利益相反の状況にある場合に他の委員を任命できるようにするために、人数的に余裕ある聴聞パネル委員リストが用意されなければならない。
- 聴聞パネルについて、その規模及び構成を決定するための特定の手続きが定められる。
- 聴聞パネルの運営上の独立性を確保するために、かかる議案の結果管理の初期の裁定前段階に関与する者は特定の聴聞パネルに任命される資格を有しない。
- 競技者又はその他の人は公開の聴聞会を要請する権利を持つ。

6. 不服申立て審理

- 不服申立て審理が、RMA による管理され、RMA との関連があり又は RMA の影響下にあること許容されない。